（法第九十条第四号に規定する法務省令で定める処遇）

第五十二条　法第九十条第四号に規定する法務省令で定める処遇は、次に掲げる処遇とする。

［一・二　略］

［条を削る。］

（法第九十六条第一項に規定する法務省令で定める事由）

第五十六条　［略］

一　法第八十九条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていること。

［二・三　略］

（位置把握装置の携帯又は装着）

第五十七条　［略］

（報奨金計算額の加算）

第五十九条　法第九十八条第二項本文の規定による加算は、毎月二十日までに行うものとする。

［2・3　略］

（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情）

第六十四条　［略］

［一～三　略］

四　刑法第百九十九条、第二百四条、第二百五条又は第二百八条の罪その他身体に対する有形力の行使により、他人の生命又は身体の安全を害する犯罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足があること。

（法第百六条の二第一項に規定する法務省令で定める事由）

第六十五条　［略］

一　法第八十九条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていること。

［二・三　略］

（法第百四十六条第一項に規定する法務省令で定める事由）

第八十三条　［略］

一　法第八十九条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていること。

二　［略］

三　法第八十六条第一項第二号に定める指導を受けていること。

［四・五　略］

（法第八十九条第四号に規定する法務省令で定める処遇）

第五十二条　法第八十九条第四号に規定する法務省令で定める処遇は、次に掲げる処遇とする。

［一・二　同上］

（禁錮受刑者等の作業）

第五十六条　禁錮受刑者又は拘留受刑者には、刑事施設の管理運営上支障を生じるおそれがある場合を除き、法第九十三条に規定する作業を行うことを許すものとする。ただし、正当な理由なく、作業を怠ったことがある者については、この限りでない。

2　法第九十三条の規定により作業を行うことを許された者は、作業を行わないことを希望する場合には、二週間前までに申し出なければならない。

（法第九十六条第一項に規定する法務省令で定める事由）

第五十七条　［同上］

一　法第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていること。

［二・三　同上］

（位置把握装置の携帯又は装着）

第五十七条の二　［同上］

（報奨金計算額の加算）

第五十九条　法第九十八条第二項本文の規定による加算は、毎月十五日までに行うものとする。

［2・3　同上］

（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情）

第六十四条　［同上］

［一～三　同上］

四　職場における人間関係に適応するのに必要な心構え及び行動様式が身に付いていないこと。

（法第百六条の二第一項に規定する法務省令で定める事由）

第六十五条　［同上］

一　法第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていること。

［二・三　同上］

（法第百四十六条第一項に規定する法務省令で定める事由）

第八十三条　［同上］

一　法第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていること。

二　［同上］

三　法第八十五条第一項第二号に定める指導を受けていること。

［四・五　同上］